

第2回

## 「同対審」答申が求めた三つの法律

### ■ 講師：奥田 均さん

(近畿大学人権問題研究所、部落解放・人権研究所代表理事)

同対審答申は、部落問題を解決するために三つの法律が必要であると提案しました。「差別禁止法」と「人権侵害救済法」、さらには「特別措置法」の制定です。

これら指摘された三つの法律のうち、「特別措置法」のみが、1969年、同和対策事業特別措置法として実現しました。10年間の時限立法であった同法は3年延長され、1982年の地域改善対策特別措置法として継がれていき、さらに1987年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(「地対財特法」)として2002年3月まで続きました。しかし「差別禁止法」と「人権侵害救済法」の制定に関わる答申の指摘は、今日なお、具体化されていません。

日本の人権状況について、昨年7月には国連自由権規約委員会から、また8月には人種差別撤廃委員会から、再度、差別禁止法の制定と国内人権救済機関の設立が勧告されました。ヘイトスピーチ問題に対しても有効な手だてではなく、現行法の限界が露呈しています。

同対審答申は、提案した三つの法律について「立法事実の収集」作業を展開しています。この答申の内容を再点検し、「差別禁止法」と「人権侵害救済法」を実現するために、何が必要なのかを考えます。

■ 日時：9月12日(土) 13:30 ~ ■ 定員：120名

■ 場所：のじぎく会館 201号室

神戸市中央区山本通4丁目22-15 / TEL (078)242-5355

第3回

### 同対審答申をふまえて 教育・啓発を考える

講師：高田 一宏さん

(大阪大学大学院人間科学研究科准教授)

日時：11月5日(木) 19:00 ~

場所：兵庫県私学会館 302号室 (定員 120名)

### ■ お問い合わせ

部落解放同盟兵庫県連合会

〒650-0003

神戸市中央区山本通4-22-25 兵庫人権会館内

TEL.078-222-4747 FAX.078-222-6976

mail h.kenren@bll-hyogo.gr.jp